

大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪ごみを考える会
<http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/>
【連絡先】吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方
TEL/FAX (06) 6338-3908
【郵便口座】00960-9-251431

2013年度 NO. 1 2013. 5. 31

目 次

1. パソコンリサイクルと自動車リサイクル

小型家電リサイクル法が平成25年4月から施行された。パソコンリサイクルについては、小型家電リサイクル法でリサイクルされた場合、既に支払っているリサイクル料はどのように扱われるのかが不明。その点、自動車リサイクル法の場合は、お金の流れが明確にされていることがわかった。

2. 川上さんの「六次産業化推進事業」が動き出した！

「六次産業」には「生キャラメル」でおなじみの北海道の花畑牧場も認定されているが、直営なので中間コストが削減できる利点がある。「犬鳴豚」は「エコ飼料」による養豚で大阪のブランド豚として知名度が高まりつつある。農水省の補助金によって直売店舗が完成した記念に、会員にも「犬鳴豚」が当たるチャンスが。

3. ポイントがたまる古紙等の無人回収機を見つけた (小型家電にも応用できるのでは)

野菜の無人販売所ならぬ「古紙等の無人回収機」をスーパーで発見！不用物は混ぜればごみだが、分けて資源を有効活用することで「社会に対して良いことをした」実感を味わい、スーパーで使えるポイントなどのご褒美までもらえるシステム。インセンティブがあると人は自発的に古紙などを運んで来るし、機械を設置した会社は有価物を売って利益を得ることができる。スーパーは買い物客が増え、まさに三方よしの関係。

4. 機密書類のリサイクル問題

大阪市では、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を平成25年10月から禁止する。紙ごみはシュレッダーくずも焼却場に持ち込めなくなるため、機密書類については専門業者に処理を委託しなければならなくなる。「大阪ごみ減量推進会議」では業者選定の参考になるよう、情報提供していく。

パソコンリサイクルと自動車リサイクル法

「小型家電リサイクル法」ができ、4月から施行されていますが、大阪府に聞いたところ、まだ認定事業者に手を挙げたところはないようで、周りの様子をうかがっているところなのではないでしょうか。気になるパソコンリサイクルですが、既にある「資源有効利用促進法」と併用してリサイクルが行われるようです。私達は「資源有効利用促進法」に従い、パソコン購入時にリサイクル料金を支払っていると認識していますが、「小型家電リサイクル法」により市町村がリサイクルする場合、払ったお金を市町村がもらえるのか？がわかりません。一方私達は「自動車リサイクル法」に従い、新車購入時にリサイクル料金を支払っています。そこで、今回は街の自動車リサイクル業者がこのお金もらえているのか？を調べパソコンの場合と比べることにしました。

自動車リサイクル法の概要：環境省

環境省が出した「自動車リサイクル法の概要」によると、関係者の役割分担として、既存の静脈インフラを最大限に活用することを前提に関係者の役割分担を明確化しています。複数の機能を有する事業者は、それぞれの登録・許可が必要になります。

① 自動車製造業者、輸入業者（自動車製造業者等）

「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自らが製造又は輸出した自動車在使用済みとなった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行います。自動車製造業者等は、リサイクルの実施にあたり経済産業・環境両大臣の認定が必要です。認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けてリサイクルを実施する事業者は、廃棄物処理法の業の許可は不要です（第122条）。

② 引取業者

使用済自動車の引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保険所設置市の市長（1）への登録が必要です。自動車リサイクル法上の登録があれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要です（第122条）。

③ フロン類回収業者

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡します。自動車製造業者等にフロン類の回収費用の請求が可能です（第23条）。使用済自動車からのフロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保険所設置市の市長（1）への登録が必要になります。自動車リサイクル法上の登録があれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要です（第122条）。

④ 解体業者

使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡します。エアバッグ類について、自動車製造業者等に回収費用の請求が可能です（第23条）。解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保険所設置市の市長（1）への許可が必要です。使用済自動車の解体を業として行うには、事業者ごとに許可を受けていることが必要です。自動車リサイクル法上の登録があれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要です（第122条）。

⑤ 破砕業者（シュレッダーによる破砕処理、プレス等の破砕処理業を行う業者）

解体自動車（いわゆる廃車ガラ）のリサイクル・処理を行い、シュレッダーダストを自動車製造業

者等に引き渡します。自動車リサイクル法上の登録があれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要です（第122条）。

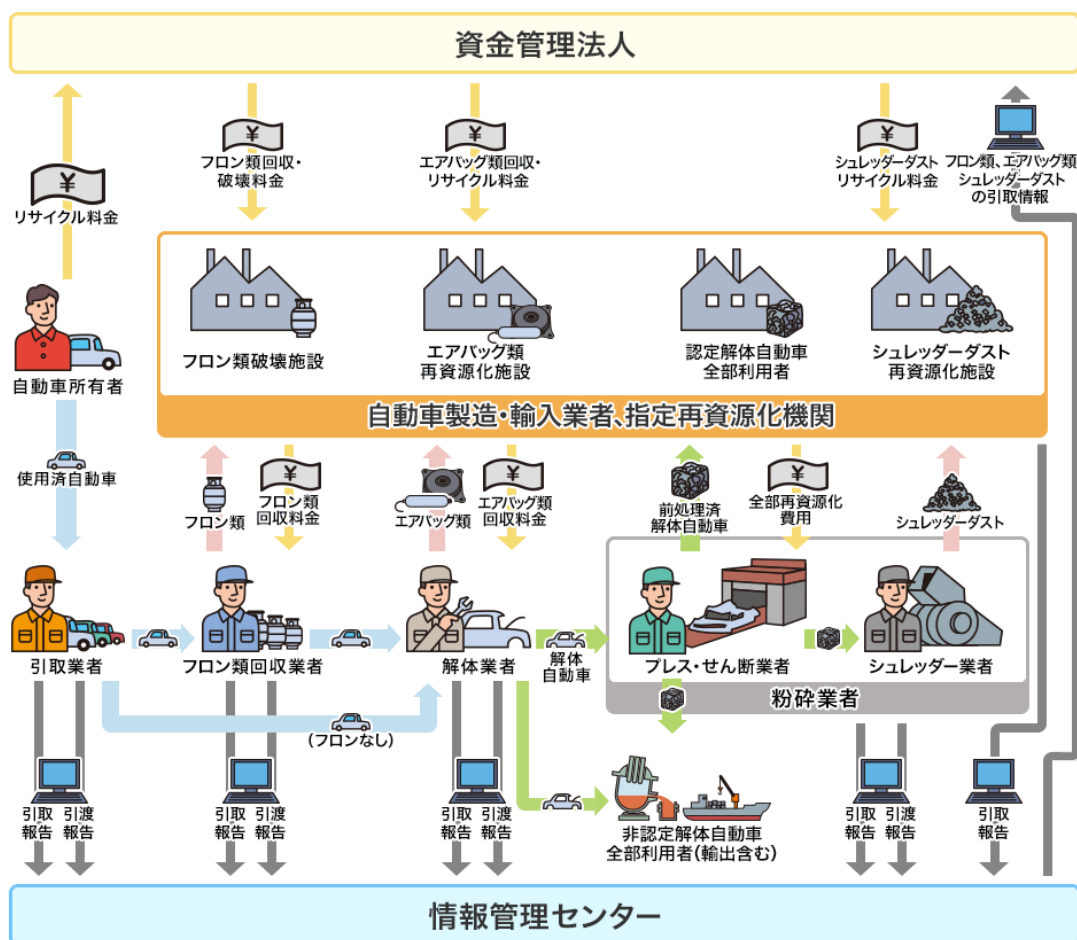
⑥ 自動車所有者

使用済みとなった自動車を引き取り業者に引き渡します。（中古車として引き取り、販売する場合には、使用済み自動車にはあたらない。）新車購入時にリサイクル（フロンの回収・破壊並びにエアバッグ類及びシュレッダーダストのリサイクル）料金を負担します（第73条）。

（1）大阪府の場合は、大阪府と大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市

お金の流れ

お金の流れは下図のように明確化されており、管理を資金管理人が行います。



環境省資料より

自動車リサイクル法のリサイクル料金は一般車両の場合、7,000円～18,000円（情報管理料金と資金管理料金を含む）で、用途と負担者が明らかになっていますし、電子マニフェストとよばれる電子システムにより、各工程の事業者間での引き取り、引き渡しをパソコンの画面上で報告するシステムとなっており、一台一台が確実に管理されています。それに引き換え、パソコンのリサイクルに関しては、リサイクル料金の流れが不明瞭ですし、管理がどのように行われているのかも不明です。今後、当会としては、パソコンリサイクルのお金の流れを明らかにすると共に、ちゃんとリサイクルに従事した人のところにお金が支払われるよう、システムの改善に向けて、意見を言って行きたいと思います。

（記 水川 晶子）

川上さんの「六次産業化推進事業」が動き出した！

2012年 No.4 11月号でもお知らせしましたが、泉佐野市で養豚を続けている川上さんが農水省の補助金約750万を用いて、食肉加工場と製品を直売する店舗（犬鳴豚本店：泉佐野市高松西2丁目）を4月4日完成させました。この犬鳴豚本店では、食肉のほか、餃子やコロッケを直売する予定です。どこにもないおいしいこだわりの味が味わえるそうなので楽しみです。

川上さんの豚肉は「犬鳴豚」といい、大阪府内に8つある養豚農家の内唯一のブランド豚です。配合飼料を少しの利用にとどめ、泉佐野市近郊の食品工場から出る食品残渣を「エコ飼料」にして使用、



母親豚と子豚



パスタ（エコ飼料の材料）

豚肉の地産地消を進めています。食べることは基本なのに、地産地消の野菜は、このごろスーパーでも手に入るようになりましたが、こと食肉に関しては、産地に関心があまりないのではないのでしょうか。「犬鳴豚」はこのごろマスコミにも取り上げられる機会も増えて、注目が高まっています。4月2日の産経新聞に掲載されましたし、5月4日には毎日放送の「せやねん！」でも放送されました。



うどん（エコ飼料の材料）

随分前になりますが、リサイクル豚「犬鳴豚」を使った料理教室を2回、当会が主催して実施しましたが、覚えておられる方もおありでしょう。今後また、「犬鳴豚」とこだわりの野菜も使って、料理教室の開催を予定していますので、楽しみにお待ちください。

さて、「犬鳴豚」をご家庭で味わうチャンス到来！以下の囲み記事をご覧ください。

（記 水川 晶子）

川上さんの豚肉『犬鳴豚』が抽選で当たる！！

いつも会報を読んでいただき、ありがとうございます。

会報の内容は編集部で決めさせていただいていますが、会員の皆様のご意見を反映できればと考えております。そこで、会報のご意見、ご感想又は新企画などを募集します。

お寄せいただいた方の中から、毎号3人（2013年度と2014年度）の方に抽選で「3000円（送料を含む）相当の犬鳴豚」をお届けします。ふるってご応募ください。

なお、豚肉が当たるのは会員のみとさせていただきます。

住所、名前、ご意見又はご感想や新企画をご記入の上、事務局まではがきをお送りください。

大阪ごみを考える会事務局：大阪府吹田市江坂町4-23-7-309 水川方

泉州

ニュースは
社会部大阪総局
TEL:06(6633)9734
FAX:06(6633)9738

堺支局
TEL:072(233)0406
FAX:072(221)3945

関西空港支局
TEL:072(456)7220
FAX:072(456)7222

豊中駐在
TEL:06(6850)7320

高槻駐在
TEL:072(674)0770

吹田駐在
TEL:06(6386)6071

東大阪駐在
TEL:06(6747)3302

枚方駐在
TEL:072(841)5575

富田林駐在
TEL:0721(25)5735

広告のご用は
TEL:06(6633)9474
購読お申し込みは
TEL:0120-34-3733
折込チラシは
TEL:06(6343)2251

イベント情報は
www.eventscramble.jp



「なにわなんでも大阪検定」

【問題】大阪府で唯一のブランド豚「犬鳴ポーク」の特徴として、次のうち間違っているのはどれでしょう？

- ①脂身に甘みがある ②エサにパンを使っている
③飼育期間が通常より短い
④養豚場が泉佐野市にある (想定問題)

おおさか

新発見



食の安心安全志向と美食ニーズに対応し、ブランド豚が増えている。国内で味わえるブランド豚の種類は250種類以上とか。そのなかで大阪唯一のブランド豚が「犬鳴ポーク」だ。先月行われた食の都大阪のイベントでも、高麗橋の和食店

府唯一のブランド豚

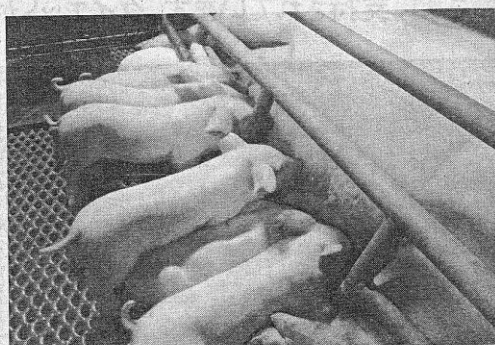
「旬菜・桜花」が犬鳴ポークを使った料理を出品。都心でも扱う飲食店は増えていくが「精肉は泉州でしか買えないらしい」(大阪商工会議所の中村新哉課長)。

その理由と問題の答えを探しに、泉州にある養豚場を訪ねた。JR日根野駅から車で5分ほど。泉佐野市の養豚農家、関紀産業で犬鳴ポークが生産されている。

「いいでは年間2千頭の豚を出荷している。府下には8軒の養豚農家があるが、自社で繁殖から販売まで手掛けているのはうちだけ」と話すのは川上寛幸専務。大学卒業後、家業を継いだ2代目だ。

川上専務によると、犬鳴ポークのおいしさの秘訣は3つあるという。1つめが自家製のエコ飼料。近隣の食品工場からパンなどの残り物を毎日回収し、独自製法で飼料を作っている。

「これに2つめの秘訣。自分で育てた豚の味を確かめると同時に、ブランドの価値を守る目的もある」(同)



生後8カ月まで自家製エコ飼料で育て、おいしい肉質に仕上げている

「それでも泉佐野市民10万人のおなかさえ満たせていない」。泉州生まれの農家の気概こそが、おいしい犬鳴ポークを作り出している。

(ライター 橋長初代)

「犬鳴ポーク」エコ飼料で飼育

ポイントがたまる古紙等の無人回収機を見つけた (小型家電にも応用できるのでは)

私は前々号にて「小型家電回収から街の清掃まで」のなかでゴミを仕分けしてウキウキしたい、褒美が欲しい、と書きました。捨てるものに手間暇かけたくない後ろめたさ、綺麗に有意義に捨てたい願望、その気持ちを満たしてくれるのが買い取ってもらえることなのです。廃棄しようとするものを仕分けることでゴミではなく有価物になる。その回収拠点を量販店やコンビニなどに置けないかと考えていました。



私の考え通りのものがすでにありました。古紙を持っていくと少し嬉しく現金ではありませんがポイントを貰えるのです。家庭内のごみを仕分けて持っていくとその手間が報われるのです。

関西スーパー河内長野店に最近『eco ひろば』なるものがありました。ここでは対象は古紙だけ、左の写真のように一見売店のようで無人です。専用カードを装置にかざしてから投入すると古紙の重さによってポイントが記録されます。ハウスの中は貯留ボックスで全体が秤になっていて投入するとその重量が前後差引きされ投入量がわかる仕掛けです。付いたポイントは設置スーパーでのみで使えます。

『eco ひろば』を開発したティーエムエルデ㈱に問い合わせしてみました。

自治体が集めるとコストがかかってしまうので独自にこのようなシステムと資源の活用を考えた。平成9年岐阜県穂積町(現瑞穂市)で3万人を対象に10か所ほど集積場所を決めて公共団体に頼らない古紙の収集を始めた。平成15年からは空き缶とPETボトルをはじめた。『eco ひろば』は3年前から始め、現在福井県など4府県18か所に設置している。このシステムは(古紙 缶 PET)業者が機械を設置し、ティーエムエルデ㈱社が維持管理を請け負う。ポイントの値打ちは業者とスーパーで決める。小松市のアルビス小松城南店の例では回収対象資源とポイント換算は 飲料缶、ペットボトル、各1本=1ポイント、古紙(新聞・チラシ・本・雑誌)1kg=1ポイント。ポイント数は運営会社が回線を通じて記録している。貯まったポイントは200ポイントで100円分のお買物券と交換できる。また社会貢献活動基金に寄付もできる。とのことでした。

このように公共団体に頼らないリサイクルが進んできていることがわかりました。私は小型家電リサイクルについてもこのようなシステムで回収するように発展させられるものと考えます。不要な電気スタンド、ヘアドライヤー、掃除機、ラジカ、携帯電話などを買物のついでに持っていくとポイントになる。また自治体が集める粗大ゴミの中にも有価物は含まれているので、分別する専門的知識を持つ市民もいる訳だから趣味的に分別し、その分別物を少しでも高ポイントで受け取って貰える。このような小型家電や有価物の回収システムの構築を促進することが真のリサイクルに繋がるものと考えます。

(記 吉田義晴)

機密書類のリサイクル問題

既にお知らせしたように大阪市では10月から紙ごみの焼却処理ができなくなります。家庭系については直営で、事業系については民間業者による紙ごみの回収が全域で始まります。この中で特に注目されるのは事業系の機密書類のリサイクルになります。

第一にこれまではシュレッダーで細かくちぎると可燃ごみとして回収してくれたのですが、10月からはどうしても大阪市が焼却ごみとして扱ってくれなくなるからです。

第二に機密が漏れない対策を施した収集車や処理施設を整備しようとする、かなり処理費がかかるので、これまでのように排出事業者が数円～10円/kg程度のお金をもらえるのではなく、逆にかなりのお金を支払わなければならなくなるからです。

大阪市はこれら機密書類を扱える114事業者をHPで紹介しています。そこでこれを参考にしながら機密書類の処理ルートとかかる費用の概要を説明します。

(1) 回収業務を担う事業者

機密以外の紙類を扱っている事業者の大半は街を流している集荷業者ですが、機密書類では、それ以外に①一廃・産廃のごみ収集業者、②製紙メーカー、③紙料問屋、④日通・クロネコヤマトなどの運送業者、⑤産廃処理業者、⑥ナカバヤシなどのオフィス書類取扱業者などが参入しています。

1) 回収料金は？

イ. 都度見積もり

最も関心の深い回収料金も掲載されています。最も多いのは「都度見積もり」です。これだといくら取られるのかわかりませんが、回収場所や、保管場所により手間賃が大きく変わるから〇〇円/kgなどと書きがたいと思っているからです。

通例の古紙なら、一回あたり多くても数十kg程度なので、ビル等の道に車を横付けして短時間で回収できます。しかし年間数回程度しか出さない機密書類は一回あたり数百kg～〇〇tと著しく排出量が多くなり、回収車に積み込むまでかなり時間がかかることになります。ビル内に駐車場が無いところでは、道路に駐車すると駐車違反になるので、作業員が二人必要になり一人は車内で待機する必要がでてきたり、近くの駐車場に停めてそこから手押し車で顧客のビルに行かなければならなくなるなどかなり手間がかかってしまいます。このように排出企業の立地条件や保管条件がまちまちで、手間賃が大きく違うので「都度見積もり」と書かざるをえないのだと思います。

ロ. 単価明示

単価を明示している事業者もかなりいますが、単位表示は色々で①kg単価、②回収用紙箱単価、③一回あたり単価、④これらを排出量により組み合わせたものの4パターンになっています。

①のキロ単価は最低額が10円、最高額が60円、その間に15円、18円、20円、30円、35円、40円、60円と7種類もあります。こんなに違うのは回収に用いる車両費や、運転手・作業員の人件費の算定の仕方が色々ある上に排出先の立地条件や保管場所を考慮して決めているからだと思います。

②の箱単価は、回収事業者が予め秘密を守れるミカン箱程度の大きさの回収容器(約10kg程度入

る)を配布しておき、そこに機密書類を入れてもらい、封印をしてもらったものを回収するシステムにしています。一箱で315円、500円以上、1000円等の料金を提示しています。

③は2tまでは一律の1万2千円、運賃5千円、2t車一台8万円、300kgまで2万円などと書かれています。

④は排出量によりこれらを組み合わせて料金を決めています。

このように回収料金はまちまちにならざるを得ないのですが、大阪市作成の表だけではこれ以上のことはわかりがたいから、排出事業者がこれを見ても迷うだけで何処にお願いするとよいのか判りがたいと思います。そこで当会も参加している大阪ごみ減量推進会議ではこれらの事業者にアンケートを出し、より詳しい情報を排出事業者に提供し、適した回収業者を紹介できるようにしたいと考えています。

(2) 処理業務を担う事業者

機密書類の最終処理は古紙を扱う製紙メーカーで、他の通常の古紙と一緒に処理したり、委託された機密書類を他の紙と混じらないように専用で溶解釜を時間貸ししたりして対応しています。この処理料金も扱う会社毎にかなり違い、回収費用と同様「都度見積もり」と書いているところが結構あります。

一つは造っている製品が違うと、除去する必要がある様々な異物の許容混入割合が違ってくるからです。大別すると段ボールや菓子箱等の板紙を作っているところは、混じりモノがあっても表面でなく中に入れると目立ちませんが、トイレットペーパーなどは色やシミなどを除去しないと売れる製品にならないから異物の除去費用がたくさんかかる分だけ費用が高くなります。この異物の混入割合は排出社により大きく違う上に、容器が密閉されているから容易に見えがたいので、「都度見積もり」にしてあるのです。

二つは溶解施設内の機密書類の受け入れ条件がメーカー毎に違うからです。少量でも受け入れるところでは窓口業務が増えるなどするのでかかる費用も施設毎に違って来るからです。

単価を書いてあるところでもまちまちで、「無償」(ただし処理証明書書き賃2千円)、0円~15円/kg、3円、5円、6円、10円/kg、25円、30円、55円/kg、500kg以上なら買い取りなどと書かれています。

これでは排出者は迷ってしまい、どうしたらよいのかわかりがなくなることは必至です。それで、大阪ごみ減量推進会議では大阪府内や阪神間の溶解処理業者10社にもアンケートを出しましたが回答してくれたのは4社程度でした。この事業者を訪れ溶解処理の仕組みをよく理解した上で排出事業者の問い合わせに答えることができるようにしたいと思っています。

(記 森住 明弘)

新年度会費納入のお願い

日ごろより、当会の運営に関しましてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。私たちの活動は、皆様方の会費により支えられております。年度が改まりましたので、会費の納入をお願い申し上げます。郵便振替用紙を同封しておりますが、既にこの通知前に納入済みの際はご容赦ください。年会費は次の通りです。

正会員：5,000円 賛助会員：2,500円 法人会員：10,000円

金融機関名：ゆうちょ銀行 振替口座番号 00960-9-251431

加入者名：NPO法人 大阪ごみを考える会